

廿日市市労働条件審査試行要領

平成 27 年 4 月 1 日

要領

(趣旨)

第 1 条 この要領は、地域住民に安全かつ良質なサービスを、确实、効率的かつ適正に実施することを目的とし、市から工事を受注した事業者（以下「事業者」という。）のもとで働く従業員等の適正な労働条件の確保、労働環境の整備等が適正に行われていることを審査するため、労働条件審査(以下「審査」という。)を試行することに関し、必要な事項を定める。

(審査の対象)

第 2 条 審査の対象とする事業者は、市が発注した建設工事の契約を締結している事業者の中から選定する。

(事業者等の選定)

第 3 条 審査の対象とする事業者は、廿日市市労働条件審査対象事業者選定委員会（以下、「委員会」という。）において選定する。

(審査の実施)

第 4 条 審査は、広島県社会保険労務士会(以下「労務士会」という。)に委託して行うものとする。

2 審査を実施する者(以下「審査者」という。)は、社会保険労務士の資格を有する者で、労務士会の会員であるものとする。

(実施方法)

第 5 条 審査は、審査者が審査の対象となった事業者を訪問し、書類確認、現地調査及び面接により行う。

2 審査の方法は、次のとおりとする。

- (1) 書類確認 法定帳簿等について、事前に準備を求めた上で労働社会保険諸法令の遵守状況を確認するため規程類や帳簿書類に関する書類審査を行う。
- (2) 現地調査 事業者等の案内により、チェックリストに沿って、施設

内を観察・確認する。

- (3) 面接 事業者等の管理者及び従業員を対象に、チェックリスト又はアンケートに沿ったヒアリングにより、管理者及び従業員から説明を求める面談方式により実施する。

- 3 審査の実施に当たって審査者から協力の要請があった場合は、工事担当課の職員は、審査に協力しなければならない。

(審査実施後の措置)

第6条 労務士会は、審査実施後、審査結果を整理し、労働条件審査報告書(意見書及びチェックリストを含む。)により市長に審査結果を報告するものとする。

- 2 市長は、審査結果の報告を委員会に諮り、必要と認めた場合は、事業者には是正改善実施計画書の提出を求めるものとし、事業者は、指定された期日までに是正改善実施計画書を市長に提出しなければならない。

- 3 市長は、是正改善実施計画書の提出があった場合は、その内容を精査し、必要があると認めるときは、改善指導を行うものとする。

- 4 是正改善実施計画書を提出した事業者又は改善指導を受けた事業者は、指定された期日までに是正改善に係る報告書を市長に提出しなければならない。

(その他)

第7条 この要領に定めるもののほか、審査の実施に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この要領は、平成27年4月1日から施行する。